市 意 見 の 概 要

１　届出概要

（1）　店舗名称　　イオンタウン蒲原

（2）　届 出 日　　平成 30 年１月 23 日

（3）　届出内容　　法第６条第２項に基づく変更届

（駐車場の収容台数、大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻、駐車場の自動車の出入口の数及び位置）

２　審査の結果

市意見なし

３　「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に基づく市の考え方

(1) 交通に係る事項

駐車場の必要台数の確保、駐車場の位置及び構造等交通に係る事項について審査した結果、必要な配慮がなされているため大規模小売店舗立地法に定める市の意見はない。

(2) 騒音に係る事項

騒音の発生に係る事項について審査した結果、必要な配慮がなされているため大規模小売店舗立地法に定める市の意見はない。